

伊賀市消防本部組織再編計画

【実行計画・中間案】

2019（令和元）年11月策定

伊賀市消防本部

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	計画の具体的事項	
第1節	計画の内容	2
第2節	消防車両更新計画	6
第3節	消防職員定員管理計画	9
第4節	救急救命士養成計画	10
第5節	その他の対策	11
第3章	計画のスケジュール	16

<資料編>

- 資料1 組織再編 新旧対照表
- 資料2 事務分掌 新旧対照表
- 資料3 改正が必要な例規類
- 資料4 通信勤務時間割振表（案）
- 資料5 消防車両更新計画
- 資料6 空気呼吸器の現有数の推移

第 1 章 はじめに

「伊賀市消防本部組織再編計画【実行計画】（以下、「本計画」という。）」は、「伊賀市消防本部組織再編計画【基本構想】（以下、「基本構想」という。）」に基づき、計画の第 1 段階における具体的事項を定めるものです。

本計画は、本格的な人口減少・少子高齢化社会が到来する中においても、複雑・多様化、大規模化する災害等への対応などが求められることから、効率的で効果的・持続可能な常備消防体制の再構築を実現し、消防力の適正配置による基盤の整備・装備の充実を図るため実施するものとし、2020（令和 2）年 4 月 1 日の計画開始時においては、東消防署及び南消防署を分署化するなど 4 課・1 署 7 分署体制へ移行することを目標とします。

なお毎年度、計画の進捗状況を取りまとめ、PDCA サイクルによって計画の進捗管理を行うものとし、

第2章 計画の具体的事項

第1節 計画の内容

計画期間中は救急需要が高い状態で推移することが見込まれるため、救急車の台数（＝署所数）を維持することとし、2020（令和2）年4月1日からの計画開始時点において現在3署体制（中・東・南）である消防署のうち東消防署と南消防署を分署とし、中消防署を【伊賀消防署（以下「本署」という。）】に改称するなど、表1・資料1のような4課・1署7分署の組織体制とします。現場部門である消防署を1署体制とすることで、指揮命令系統や窓口業務の1本化が図れ、人員が不足している部署に適正配置することで業務の効率化、及び専門化・高度化による災害対応力の向上が可能となります。

この組織再編により、【指揮隊の創設】【通信指令業務の専従化】【火災予防体制の充実強化】などが可能となり、総合的な消防力の確保に繋がります。

なお、救急支援出動等に係るPA連携¹については、これまで3署において行っていましたが、1署体制となるため、直近の分署や本署から出動するなどフレキシブルに対応します。

表1 目標職員数算定及び増減比較表

課・署所	配置人員			車両		
	2019.4.1	期末	増減	2019.4.1	期末	増減
消防長	1	1	0			
次長（本部担当・署長）	2	2	0			
消防総務課	11	13	0	2	2	0
課長	1	1	0			
スタッフ制	4	4	0			
消防総務課付	消防学校初任科	3	2	-1		
	救命士研修派遣	1	1	0		
	市出向	1	2	1		
	県派遣	1	1	0		
	育児休業等	0	2	2		
予防課	6	11	5	2	3	1
課長	1	1	0			
予防係	2	3	1			
危険物係	3	3	0			
指導係⇒署から	0	4	4			
消防救急課⇒地域防災課	19	5	-14	1	1	0
課長	1	1	0			
地域安全係⇒スタッフ制	4	4	0			
救急救助係⇒署へ	4	0	-4			
通信指令係⇒課に昇格	10	0	-10			
通信指令課⇒係から昇格	0	15	15	0	0	0
課長	0	1	1			
第1・2係	0	14	14			
中消防署⇒伊賀消防署	137	126	-11	12	12	0

¹ 「PA連携」とは、消防車（Pumper）と救急車（Ambulance）が連携して救急活動を行うことをいう。

署長⇒次長級	0	0	0			
副署長⇒各課長兼務	1	3	2			
指導係⇒予防課へ	1	0	-1			
管理課（新設）	0	4	4			
課長（日勤）⇒副署長兼務	0	0	0			
消防救助管理係⇒救急救助係より	0	2	2			
救急管理係⇒救急救助係より	0	2	2			
警防第1・2課（新設）	36	42	6			
課長（隔勤）⇒副署長兼務	0	0	0			
指揮調査係（新設）	0	10	10			
消防救助係⇒警防係より	0	20	20			
救急係⇒警防係より	0	12	12			
警防係⇒消防救助係・救急係へ	36	0	-36			
島ヶ原分署（第1・2係新設）	11	11	0	3	3	0
西分署（第1・2係新設）	11	11	0	4	4	0
東消防署⇒東分署（第1・2係新設）	22	11	-11	5	3	-2
署長⇒分署長	1	1	0			
指導係⇒予防課へ	1	0	-1			
警防係⇒第1・2係	20	10	-10			
阿山分署（第1・2係新設）	11	11	0	3	3	0
大山田分署（第1・2係新設）	11	11	0	3	3	0
南消防署⇒南分署（第1・2係新設）	22	11	-11	5	3	-2
署長⇒分署長	1	1	0			
指導係⇒予防課へ	1	0	-1			
警防係⇒第1・2係	20	10	-10			
丸山分署（第1・2係新設）	11	11	0	4	4	0
合計	176	173	-3	44	41	-3

なお、事務分掌については**資料2**のとおり見直すこととし、各課・署の概要については以下のとおりです。

また、計画の実施にあたって改正が必要な例規類は**資料3**のとおりです。

ア 消防総務課

常備消防予算に関することや、職員の人事・給与及び服務、表彰、研修等に関することを行います。これまでどおりスタッフ制とします。

なお消防総務課付として、消防学校初任科入校者や救命士研修所派遣者等を当初から配置することで、現場要員を減らすことなく研修等が行え、**現場隊員の負担軽減や資質の向上**を図ります。

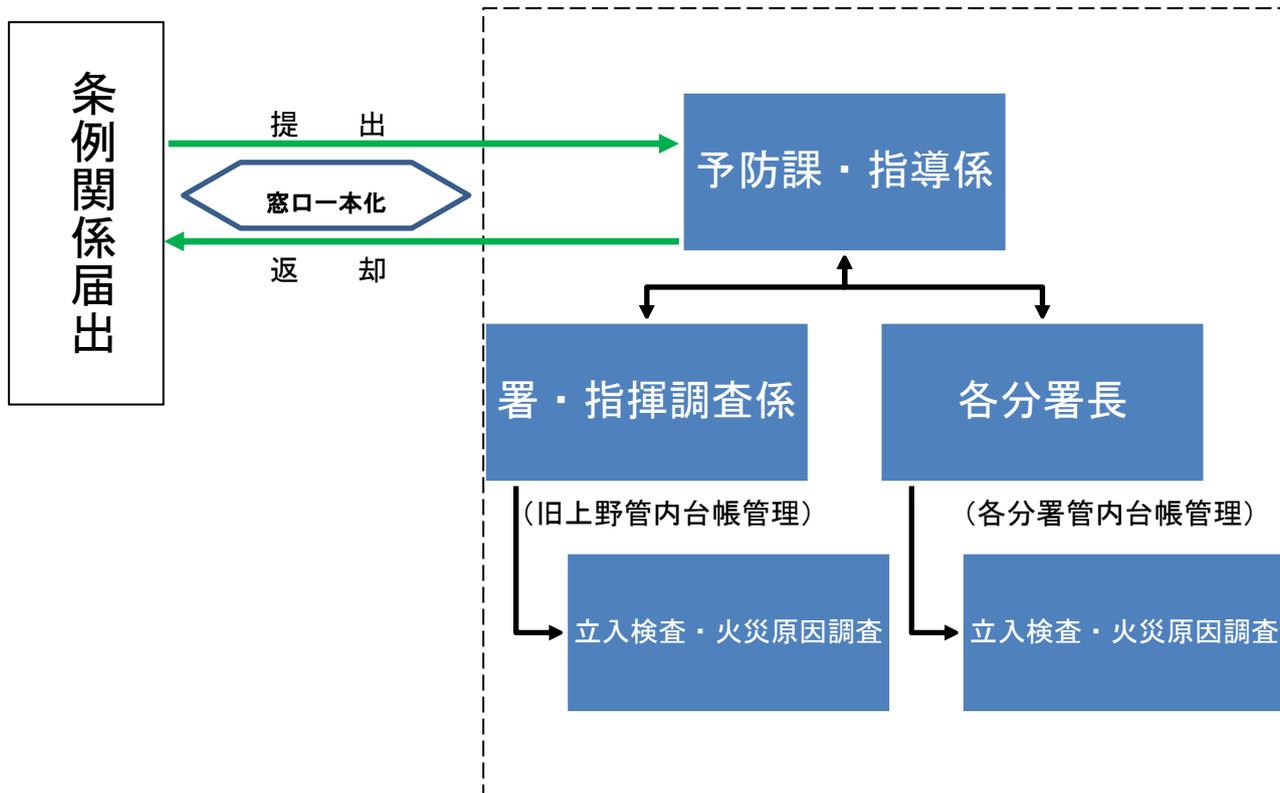
イ 予防課

現在は予防係と危険物係の2係制で、予防係では消防用設備等の指導や、建築物の許認可等の同意事務等を行っており、危険物係では危険物製造所等の許可や規制に関すること等を行っています。

現在は3署にあり、火災予防条例に係る事務を行う指導係を予防課に集約し、**窓口の一本化**による市民サービスの向上を図ります。

ただし防火対象物査察台帳等は、署・分署において署長・分署長が管理するものとし、**図1**のように予防課と署・分署が連携して防火管理体制及び火災原因調査体制の充実・強化を図るものとしします。

図1 予防課と指導係・分署長の連携（立入検査・火災原因調査）



重大な消防法令違反の建物を公表する“違反对象物の公表制度”の2020（令和2）年度からの開始に向け、違反是正・火災予防体制の充実・強化を図り、火災を出さないまちづくりを推進します。

ウ 消防救急課

現在は地域安全係と救急救助係及び指令第1・2係の4係制で、地域安全係では消防団に係る事務等を行っており、救急救助係では救急・救助業務に関する事務等を行っていません。また指令第1・2係は交代制勤務で、消防用通信の企画及び運用や出動隊の統制運用に関することを行っています。

課長の所掌事務が多岐に渡るため、現場部門の事務を所管する救急救助係は消防署へ移管（管理課）することとし、地域安全係を【地域防災課】として独立することで、係制を廃止しスタッフ制とします。

また、指令第1・2係は課に昇格のうえ【通信指令課】とし、第1・2係とも隔日勤務で最低人員を4人とするこことで、仮眠時間における署からの補勤なしの専従化を実現し、現場隊員の負担軽減を図るとともに、通信指令業務の共同運用に向けた業務量増加にも対応します（資料4）。

エ 消防署

現在は中消防署・東消防署・南消防署の3署制ですが、東消防署・南消防署を分署とし、【伊賀消防署】の1署体制とすることにより、**指揮命令系統の一本化による災害対応力の向上**を図ります。消防署の位置づけは各支所等と同じく「部よりも下」、「課よりも上」とし、署長は“次長級”として、消防署に【警防第1・2課】を設けるとともに、本部から移管する救急救助係を課に昇格のうえ【管理課】とし、消防救助管理係と救急管理係を設けます。

また、現在は警防第1・2係で最低人員を各係11人としているところを、【警防第1・2課】に昇格のうえ、各課に指揮調査係・消防救助係・救急係の3係を設けることで最低人員を3係合わせて12人とし、現場要員を1人増強するとともに、係を細分化することで課長及び係長の負担を軽減し、**指導体制の充実による係員の資質の向上等**を図ることにより、**総合的な消防力の向上**に繋がります。

なお、各課長は副署長を兼ねるものとします。

(指導係)

現在3署にある指導係については、【予防課】の項に記載のとおりで、予防課に移管・集約します。

また指導係が行っている消防団に係る事務は、地域防災課と連携しつつ、本署・指揮調査係及び各分署にて行います。

【管理課】

課長は日勤とし、副署長を兼ねるものとします。

(消防救助管理係)

現在の消防救急課から救急救助係を移管したもので、救急救助係のうち消防・救助部門に係る事務を行います。

(救急管理係)

現在の消防救急課から救急救助係を移管したもので、救急救助係のうち救急部門に係る事務を行います。

【警防第1・2課】

課長は隔日勤務とし、副署長を兼ねるものとします。

(指揮調査係)

活動態様に応じた**組織的・効果的な指揮が行える体制**を構築するとともに、消防活動における組織的な**安全管理の徹底**を期するため、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号、以下「整備指針」という。）においても**“指揮隊”**の整備が求められていることから、新たに「指揮調査係」を設けます。

指揮調査係は隔日勤務で最低人員3人とします。

指揮調査係では、現在指導係で行っている火災予防条例や消防団に係る事務の一部もを行います。

（消防救助係）

現・中消防署警防係のうち主に消防・救助部門に係る現場活動を行います。

消防救助係は隔日勤務で最低人員6人とし、2小隊体制とします。

（救急係）

現・中消防署警防係のうち主に救急部門に係る現場活動を行います。

救急係は隔日勤務で最低人員3人とし、救急救命士1人以上が救急車に乗車する体制とします。

また救急救命士の病院研修等を容易にするため、救急救命士の勤務管理は各分署も含め、本署で一括して行うものとします。

【各分署】

現在は各分署は“係”としての位置づけですが、庁舎が離れており職員の勤怠管理が難しい等の不具合があることから、【伊賀消防署】の“課内室（署内室）”として位置づけ、分署内に第1・2係を設けるとともに、各分署長に決裁権限の一部を付与します。

各係は消防車と救急車の完全乗り換え制で、隔日勤務で最低人員3人とし、救急車には救急救命士が1人以上乗車する体制とします。

なお分署長は【予防課】の項に記載のとおり、火災予防条例に関する事務等を予防課と連携して行います。

また現在は東消防署及び南消防署の指導係で行っている消防団に係る事務についても各分署において行います。

第2節 消防車両更新計画

（1）基本的事項

本市の消防車両は庁舎数が多いことから多数（44台）の車両を抱えており、更新が計画どおり進まず、老朽化が進展している状況で、必要な消防力の担保が懸念されます。

適切で有効な車両を常に保持するためには、市の財政規模に応じた車両数とし、適正なサイクルで更新を図る必要があります。

更新にあたっては年度間の更新費用の平準化のため、原則として毎年度2～3台の更新とし、可能な限り有利な財源を活用しつつ、**資料5**のとおり計画的な更新を図ります。

（2）具体的事項

ア 救急車

本市では予備車を含めて9台を運用していますが、消防車両の中で最も稼働率の高い車両であり、高齢化に伴う出動件数の増加や輪番制による名張市立病院への搬送などにより走行距離が長く、全体的に老朽化が進展しています。

安全安心な運用のためには、ほぼ毎年度の更新が必要であり、年間約3万キロ走行する本署については6年毎に、その他は1.5～2万キロのため9～10年毎に他の車両に優先して更新するとともに、将来的には段階的に台数削減を図ることにより、適正な更新サイクルを確保します。

財源については、緊急消防援助隊登録車両（登録見込み含む）の5台は、総務省消防庁の緊急消防援助隊設備整備費補助金（補助率1/2）を活用、残る3台については防災対策事業債（充当率75%・交付税算入率30%）を活用し整備を図ります。

イ 消防ポンプ車（タンク車含む）

本市では予備車を含めて12台を運用していますが、高額であり車両数も多いため更新が計画どおり進まず、老朽化が進展しています。

安全安心な運用のため、本計画に基づき確実に更新を図るとともに、段階的な台数削減により、適正な更新サイクルを確保します。

財源については、緊急消防援助隊登録車両の3台は、総務省消防庁の緊急消防援助隊設備整備費補助金（補助率1/2）を活用、残る車両は一般事業債（充当率90%）を活用します。

ウ はしご自動車

本市では1台を運用していますが、年間の災害出動回数が少なく、オーバーホール費用が約40,000千円前後と高額であり、財政面において負担となっています。

本市のはしご自動車については、次回 2022 年度のオーバーホール後 5 年間使用した後は廃車しなければならないが、次回更新財源についても一般事業債（充当率 90%）のみであり、今後の取り扱いについて懸案となっています。

このため次回更新時までには、隣接消防本部との共同整備²や現在の 30m 級から 15m 級等への小型化、必要性や費用対効果等、様々な角度からあり方について検討します。

エ 化学消防車

本市では 1 台を運用していますが、2002（平成 14）年導入で 17 年が経過し、老朽化が著しい状況です。

このため当該車両は廃車の上、消防ポンプ車（小型水槽付）に更新した上で南消防署タンク車と入れ替え、南消防署タンク車に“消火用の泡を放出することができる装置”を備えることで化学消防車として運用することとします。

これにより緊急消防援助隊登録車両である南消防署タンク車を、分署化する南消防署ではなく本署で運用することが可能となります。

今回の更新においては、緊急消防援助隊設備整備費補助金（補助率 1/2）が活用できるものの、購入費用が約 70,000 千円と高額であることから、あり方も含めた検討を行います。

オ 救助工作車

本市では 1 台を運用しており、2015（平成 27）年導入と比較的新しく、当面は使用可能です。

しかしながら購入費用が約 120,000 千円と高額であり、財源も一般事業債（充当率 90%）のみであることから、今回の更新時までには、あり方についての検討を行います。

カ 指揮車

本市では 1 台を運用していますが、1998（平成 10）年導入で 21 年が経過しており、老朽化が著しい状況です。

出動頻度の高い車両であり、組織見直しによる指揮隊の創設に伴い、さらに使用頻度が増すことから、早急な更新が必要です。

財源については一般事業債（充当率 90%）を活用します。

キ 小型動力ポンプ付水槽車

² 市町村の消防の連携・協力の基本指針（平成 30 年消防庁告示第 8 号）に基づくはしご消防自動車の共同整備

本市では1台を運用していますが、1998（平成10）年導入で21年が経過しており、老朽化が著しい状況です。

今後は普通消防ポンプ車にも小型水槽を順次積載することとし、全車両に積載が完了した時点で廃車とします。

ク 材料車（資機材搬送車）

本市では1台を運用しており、2012（平成24）年導入と比較的新しく、当面は使用可能です。

本車両は緊急消防援助隊登録車両ですが、国庫補助のメニューに無いことから、次の更新までに人員輸送車に登録を変更し、本車両については一般事業債（充当率90%）での更新を図ります。

ケ 人員輸送車

本市では1台を運用しており、2014（平成26）年導入と比較的新しく、当面は使用可能です。

次の更新においては、本車両を緊急消防援助隊登録車両とすることで、国庫補助（補助率1/2）のメニューにおける支援車Ⅲ型として更新を図ります。

コ その他の車両

本市では、広報車・軽材料車・連絡車等16台を保有しており、組織見直しによる段階的な削減を図り適正な台数を保有します。

財源については一般事業債（充当率90%）を活用します。

第3節 消防職員定員管理計画

本市の消防職員数は、庁舎数・車両数が多いことから必然的に標準団体・類似団体・同規模団体と比較して多い状況です。

このため常備消防予算においては人件費が約9割を占めており、今後の人口減少・財政規模の縮小に対応するためにも、義務的経費である人件費の削減が必要となっています。

一方で人員の適正化には長期間を要するとともに、消防職員の新規採用者は三重県消防学校・初任科への入校が必要で、この入校経費等の年度間の平準化を図る必要もあります。

またこれまでのように、退職者分だけを補充するという方針では、年齢構成の歪み等により必要な消防力の担保にも懸念が生じます。

このため、計画的な職員採用及び超過人員を活用した出向・研修等を行い、**長期的なビジョンでの定員管理や人材育成**を実施します。

期末における目標職員数を 173 人とし、退職者数を勘案した職員採用を行います。

職員数の推移及び人件費縮減効果は**表 2**のとおりです。

表 2 職員数推移

	2019 (H31)	2020 (R 2)	2021 (R 3)
採用数	3	1	2
実職員数	176	175	173
退職数	2	4	1
削減数	3	1	2
超過人員		2	0
対前年度削減額 (千円)		7,424	14,848
対 2019 (H31) 年度削減額 (千円)		7,424	22,272
削減額累計 (千円)		29,696	

第 4 節 救急救命士養成計画

救急救命士の養成は、現役職員については研修所への派遣により行っていますが、1 人約 240 万円の経費がかかることから、職員採用試験においても救急救命士枠を設け、有資格者を新規採用する方法も行っています。

整備指針において、救急車には 1 人以上の救急救命士を搭乗させるものと規定され、消防庁では全ての救急隊に救急救命士が少なくとも 1 人配置される体制を目標に救急救命士の養成と運用体制の整備を推進しており、本市においてもこの目標を達成するため、総合計画にも救急救命士の育成を明記しており、着実な事業の推進を図っていきます。

現在、救急車は 3 署 5 分署で 8 台を運用しており、1 台の救急車に救急救命士を最低 1 人乗車させるには、交替制勤務及び休暇要員等を考慮すると、1 台あたり最低でも 4 人以上で、研修要員等に配慮すると最大 6 人が必要となり、実運用数総数では救急救命士 32 人 (8 台×4 人) 以上で、最大で 48 人 (8 台×6 人) が必要となります。

一方で、高齢化 (50 歳以上) した救急救命士の配置部署を考慮する必要があるため、下記のとおり育成を進めます。

表3 救急救命士養成計画表

	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)
50歳以上	▲1	0	▲1
運用数(50歳未満隔勤者)	42	44	45
養成数	1	1	1
救命士採用枠	1	1	1

※4月1日現在で50歳となる者はマイナスとし、運用数を算定する。

※養成数・救命士採用数は、翌年度の救命士数に加算する。

※救命士の養成状況により研修所派遣を他研修(消防大学校等)に振り替えることがある(ただし救命士採用を行う年度とする)。

第5節 その他の対策

(1) 消防の広域化及び連携・協力

2018(平成30)年4月1日に「市町村の消防の広域化に関する基本指針(平成18年消防庁告示第33号)」と「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針(平成29年4月1日付け消防消第59号消防庁長官通知)」が改正され、推進期限が2024年に延長されました。

消防庁においては、人口減少や災害の多様化等社会環境の変化に対応し、必要となる消防力を維持していくためには、“広域化”が最も有効な手段として推進していくとともに、広域化にはなお時間を要する地域においても消防力を強化していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力を行う「消防の連携・協力」を推進することとしています。

三重県においても上記指針により、県推進計画を再策定することが求められ、2019(平成31)年3月に「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」が策定され、伊賀・名張地域については、次の通信指令台更新時における連携・協力の取組について検討することとされています。

本市の通信指令設備は2016(平成28)年2月に更新していますが、概ね10年毎に更新を図っていく必要があるため、耐用年数を迎える2027(令和9)年以降の通信指令業務の共同運用に向け、他消防本部と協議を進める必要があります。

通信指令設備は非常に高額で、人口規模にもよりますが数億円以上となり、市単独での整備には財源もなく、次回の更新が危惧されています。

共同運用を実現することで、国の財政支援措置を受けることが出来るとともに、通信指令業務に係る人員を削減できるといった財政的な効果のほか、共同運用を行う消防本部間で災害情報等の一元化が図られ、大規模災害や広域的な災害、特異な災害等が発生した場合には、早期に相互応援が可能となるなど、住民サービスの向上にも効果があります。

このことから本市では、名張市他隣接消防本部の勉強会に参加するなど、共同運用の実現に向けて取り組むとともに、消防の広域化についても引き続き協議を継続することとします。

なお通信指令台は精密機器であり、消防業務の根幹を成す最重要施設であるため、継続的な保守点検や中間期でのオーバーホールなどにより、共同運用開始までに既存設備の長寿命化を図る必要があります。

また、「はしご車」のあり方についても、隣接消防本部との共同整備を含め、次回更新時までには検討する必要があります。

(2) 特殊勤務手当

2016（平成28）年度決算における特殊勤務手当の支給状況は表4のとおりですが、本計画において総額の抑制、及び準中型以上の運転免許取得に対する助成の両立を図ります。

具体的には、県下の状況等を踏まえた単価の見直しを行い、総額を抑制するとともに、準中型車以上の車両で緊急走行した機関員に対して支給する機関員手当を新設します。

この見直しにより、年間で846千円の縮減効果を見込んでいます。

表4 特殊勤務手当の見直し（単位：円）

名称	平成28年度決算額			見直し案			削減効果
	単価	回数	金額	単価	回数	金額	
夜間特殊作業	300	2,649	794,700	300	2,649	794,700	0
出動（火災・救助）	400	1,882	752,800	300	1,182	354,600	▲398,200
出動（救急）	300	15,089	4,526,700	250	10,059	2,514,750	▲2,011,950
出動（救命行為⇒救命士）	500	269	134,500	500	5,030	2,515,000	2,380,500
出動（機関員）	—	—	—	500	700	350,000	350,000
消防業務（日勤）	150	6,213	931,950	100	6,213	621,300	▲310,650
消防業務（隔勤）	250	23,793	5,948,250	250	32,355	8,088,750	2,140,500
消防業務（救命士）	350	8,562	2,996,700	廃止	8,562	0	▲2,996,700
合計	—	—	16,085,600	—	—	15,239,100	▲846,500

(3) 被服貸与品

現在は各職員毎年度 1,000 点を持ち点とする点数制により貸与していますが、別途「伊賀市消防職員貸与品等検討委員会」において貸与品のあり方について検討を行っており、一定の削減効果を見込んでいます（削減効果は未定）。

(4) 現場用備品

本計画の実施により必要総数の抑制を図ります。

ア 防火衣

現在使用中の防火衣は、平成 13～15 年度に整備したものが多数を占めており、耐用年数を大幅に超過し老朽化が著しく、隊員の安全を確保することが出来ない状況となっています。

このため必要総数を消防吏員数ではなく現場隊員数の 137 式とし、2019～2021 年度の 3 ヶ年で更新する計画としていますが、本計画により必要数を 121 式にできることから、16 式の削減が可能となり、3,200 千円³の削減効果が見込まれます。

イ 消防用ホース

消防用ホースについては、他の消防本部において老朽化に伴う破損による事故も発生していることから、計画的な更新購入が必要です。

消防用ホースのメーカー推奨の耐用年数は 6～7 年とされていますが、更新が進んでいない現状のため、本市では警防活動指針において耐用年数を 20 年と規定しています。20 年以内の消防用ホースの現有数及び今後の推移は表 5 のとおりで、随時更新しなければ現有数が減少し、消防活動に支障が生じます。

表 5 消防用ホースの現有数の推移（今後 5 年間）

	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
65 ㊦	398	384	365	341	337	315	308
50 ㊦	203	197	177	160	150	144	125

このため表 6 のように必要総数を見直します。

³ 防火衣一式価格：200 千円

表6 消防用ホース必要数の見直し

名称	見直し前			見直し後		
	車両	65 ^{ミリ}	50 ^{ミリ}	車両	65 ^{ミリ}	50 ^{ミリ}
中消防署	タンク車・ポンプ車・化学車・水槽車	160	64	タンク車・ST車・化学車	120	60
西分署	ST車	40	20	ST車	40	20
島ヶ原分署	ポンプ車	40	20	ST車	40	20
東消防署	タンク車・ST車	80	40	ST車	40	20
阿山分署	ST車	40	20	ST車	40	20
大山田分署	ST車	40	20	ST車	40	20
南消防署	タンク車・ポンプ車	80	40	ST車	40	20
丸山分署	ST車	40	20	ST車	40	20
合計		520	244		400	200

※1車両あたりの基準数を65mmホース20本、50mmホース10本として、1回以上の入れ替えができる数として算定。(警防活動指針より)

ウ 空気呼吸器

空気呼吸器については、耐用年数はありませんが、15年以上を経過すると部品の供給がなくなる等により修理が不可能となるため、計画的な更新購入が必要です。なお空気呼吸器の現有数は(資料6)のとおりです。

エ 空気呼吸器用ポンベ

空気呼吸器用ポンベについては、一般高圧ガス保安規則(昭和41年通産省令第53号)により耐用年数を15年と規定されていることから、計画的な更新購入が必要です。

空気呼吸器用ポンベの現有数の推移は表7のとおりで、更新購入しなければ現有数は減少し、消防活動に支障が生じます。

表7 空気呼吸器用ポンベの現有数の推移(今後5年間)

種別	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
14.7Mpa (8.4L)	79	58	43	28	24	24	20
廃棄数	7	21	15	15	4	0	4
29.4Mpa (6.8L)	10	10	10	10	10	10	10
廃棄数	0	0	0	0	0	0	0
29.4Mpa (4.7L)	28	28	28	28	28	28	28
廃棄数	0	0	0	0	0	0	0
合計	117	96	81	66	62	62	58

このため表8のように必要総数を見直します。

表8 空気呼吸器用ポンペ必要数の見直し

名称	見直し前		見直し後	
中消防署	タンク車・ポンプ車・化学車・ 救助工作車	40	タンク車・ST車・化学車・ 救助工作車	40
西分署	ST車	10	ST車	10
島ヶ原分署	ポンプ車	10	ST車	10
東消防署	タンク車・ST車	20	ST車	10
阿山分署	ST車	10	ST車	10
大山田分署	ST車	10	ST車	10
南消防署	タンク車・ポンプ車	20	ST車	10
丸山分署	ST車	10	ST車	10
合計		130		110

※1車両あたりの基準数を5本として、1回以上の入れ替えができる数として算定。

第3章 計画のスケジュール

本計画の開始目標を2020（令和2）年4月1日とし、計画策定以降のスケジュールを下記のとおりとします。

<2019年度>

- | | |
|-------|--|
| 9月 | FM会議
組織改善委員会 |
| 10月 | 総合政策会議
議員全員協議会
新体制移行に伴う経費に係る補正予算要求 |
| 11月 | 総合政策会議
議員全員協議会
政策法務委員会
消防委員会
自治協への説明 |
| 12月 | 「消防本部及び消防署の設置等に関する条例」等の一部改正議会上程 |
| 1月～3月 | 移行準備期間
市政運営会議（報告） |

<2020年度>

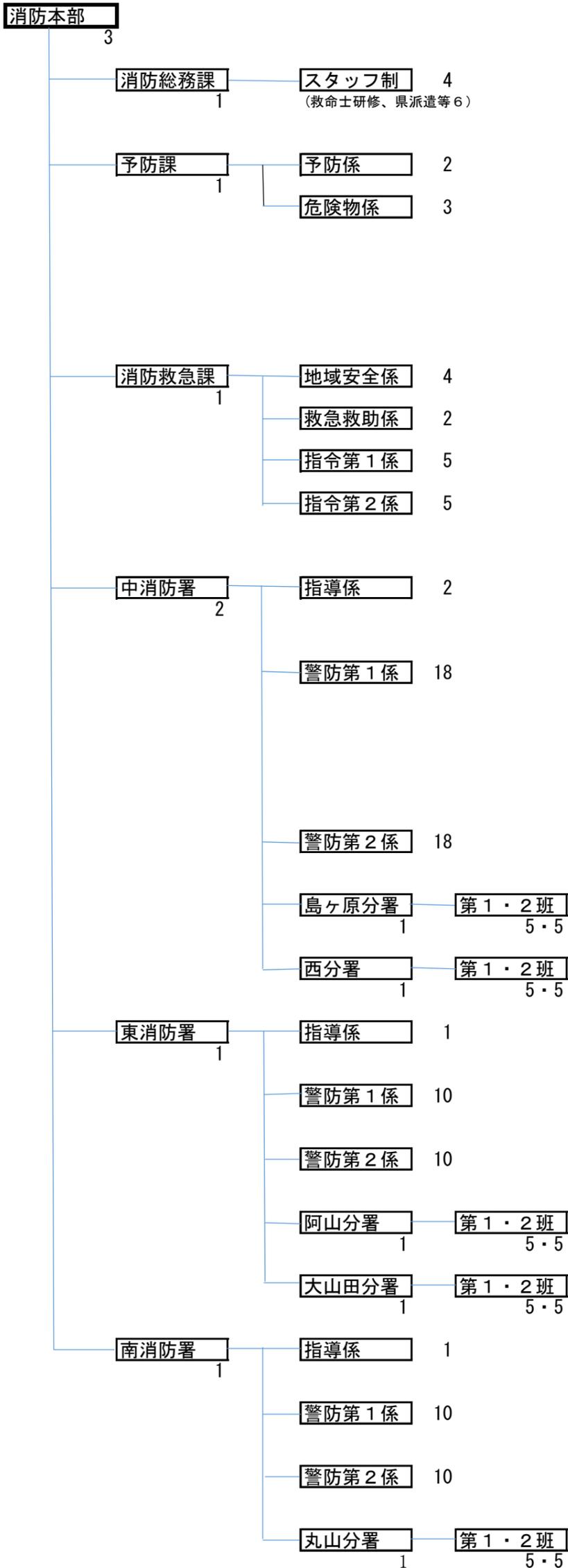
- | | |
|----|---------------------------|
| 4月 | 条例施行・計画の開始（4課・1署7分署体制へ移行） |
|----|---------------------------|

<資料編>

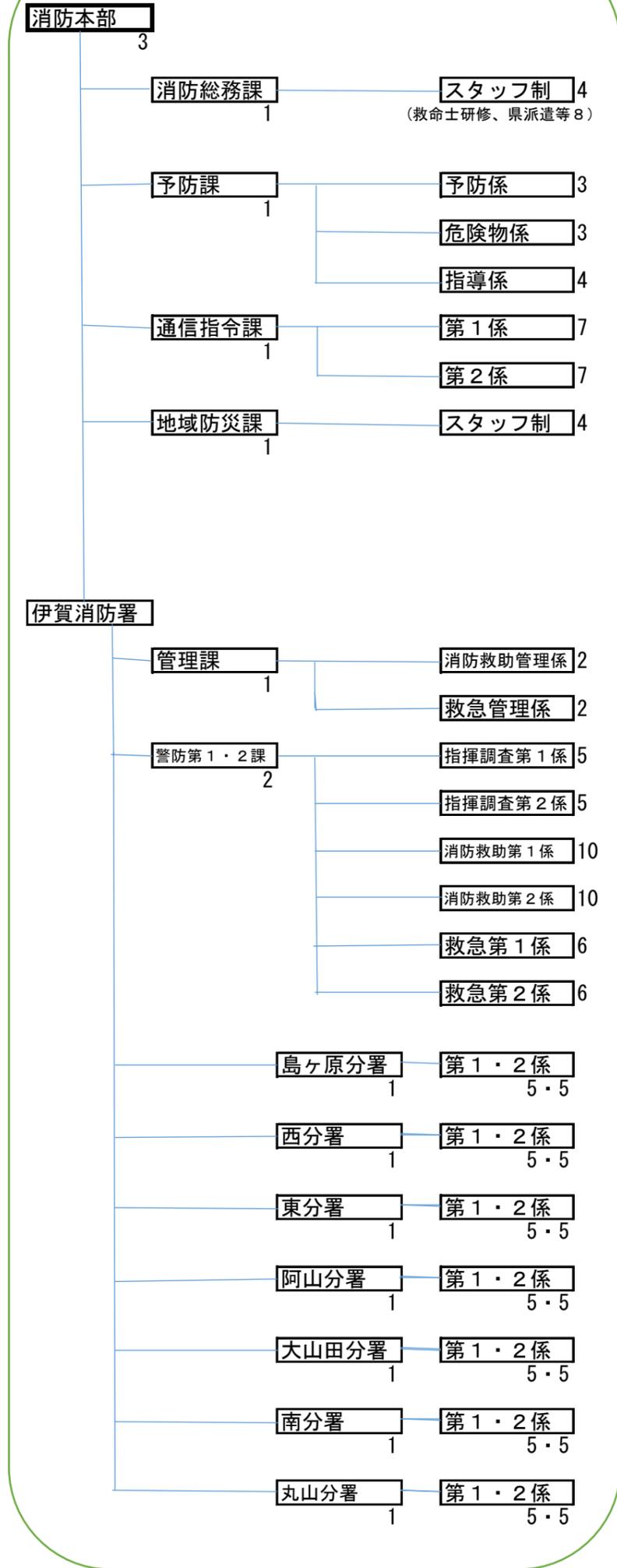
(旧)

(新)

2020(令和2)年4月1日実施予定



176人



※欄外の数字は配置職員数を表す

173人

		現行		見直し後		
課	係	事務分掌		課	係	
消防総務課	スタッフ制	(1) 職員の人事・給与及び服務に関する事		(1) 公印の管理に関する事		
		(2) 公印の管理に関する事		(2) 文書の収発に関する事		
		(3) 文書の収受に関する事		(3) 消防本部の告示・訓令に関する事		
		(4) 職員の福利に関する事		(4) 消防職員の人事・給与及び服務に関する事		
		(5) 消防表彰に関する事		(5) 消防職員の福利に関する事		
		(6) 職員の安全衛生に関する事		(6) 消防表彰に関する事		
		(7) 消防職員委員会に関する事		(7) 消防職員の安全衛生に関する事		
		(8) 消防の公務災害補償に関する事		(8) 消防職員委員会に関する事		
		(9) 消防予算に関する事		(9) 消防職員の公務災害補償に関する事		
		(10) 職員の研修に関する事		(10) 常備消防予算に関する事		
		(11) 相互応援協定に関する事		(11) 消防職員の研修に関する事		
		(12) 他の課の主管に属さない事項に関する事		(12) 消防職員の給与与品に関する事		
		(13) 給与与品に関する事		(13) 常備消防の物品の調達及び修繕に関する事		
		(14) 物品の調達及び修繕に関する事		(14) 常備消防の施設及び装備に関する事		
		(15) 消防の施設及び装備に関する事		(15) 消防施策の総合企画及び連絡調整に関する事		
		(16) 消防施策の総合企画及び連絡調整に関する事		(16) 消防委員会に関する事		
		(17) 消防機械器具の研究及び改善に関する事		(17) 市町村消防計画に関する事		
		(18) 消防委員会に関する事		(18) 消防年報に関する事		
				(19) 他の課の主管に属さない事項に関する事		
消防本部	予防係	(1) 消防広報に関する事		(1) 火災予防の総合対策に関する事		
		(2) 消防年報に関する事		(2) 防火思想の普及啓発及び消防広報に関する事		
		(3) 建築物の許認可等の同意事務に関する事		(3) 建築物の許認可等の同意事務に関する事		
		(4) 消防用設備等の指導に関する事		(4) 消防用設備等の指導に関する事		
		(5) 防火対象物点検結果報告制度に関する事		(5) 防火管理者講習に関する事		
		(6) 防火対象物の予防査察及び指導に関する事		(6) 企業等の自衛消防組織の育成指導に関する事		
		(7) 火災の原因及び損害調査に関する事		(7) 土地開発協議に関する事		
		(8) 火災予防の対策に関する事		(8) 防火委員会等に関する事		
		(9) 防火管理者に関する事		(9) 火災の原因及び損害の調査に関する事		
		(10) 企業等の自衛消防組織の育成指導に関する事		(10) その他火災予防に関する事		
		(11) 土地開発協議に関する事				
	予防係	危険物係	(1) 危険物製造所等の許可に関する事		(1) 危険物製造所等の許可に関する事	
			(2) 危険物製造所等の火災及び人命危険の予防措置等に関する事		(2) 危険物製造所等の火災及び人命危険の予防措置等に関する事	
			(3) 危険物の規制に関する事		(3) 危険物の規制に関する事	
			(4) 液化石油ガス等の保安に関する事		(4) 液化石油ガス等の保安に関する事	
			(5) ガス災害対策に関する事		(5) ガス災害対策に関する事	
			(6) 危険物製造所に関する事		(6) 危険物製造所に関する事	
			(7) 防火協会に関する事		(7) 防火協会に関する事	
(8) 危険物の事故に関する事				(8) 危険物の事故に関する事		
		(9) その他危険物関係の指導に関する事				
				指導係	(1) 火災予防条例に関する事	
					(2) 防火対象物の予防査察及び指導に関する事	
					(3) 査察計画及び技術に関する事	
					(4) 違反是正に関する事	
					(5) 防火管理に関する事	
					(6) 防火対象物点検結果報告制度に関する事	
					(7) 火災の原因及び損害の調査に関する事	
					(8) 火災統計に関する事	
				(9) リ災等の証明に関する事		
消防救急課	地域安全係	(1) 消防団の人事・研修に関する事		(1) 消防団の人事・研修に関する事		
		(2) 消防団員の福利・厚生に関する事		(2) 消防団員の福利・厚生に関する事		
		(3) 消防団員の公務災害に関する事		(3) 消防団員の公務災害に関する事		
		(4) 消防団員の表彰に関する事		(4) 消防団員の表彰に関する事		
		(5) 消防団の施設・設備の維持管理に関する事		(5) 消防団の施設・設備の維持管理に関する事		
		(6) 消防団に関わる各種式典及び大規模訓練等に関する事		(6) 消防団に関わる各種式典及び大規模訓練等に関する事		
		(7) 消防団の連絡調整に関する事		(7) 消防団との連絡調整の総括に関する事		
		(8) 災害・安全対策(消防施設・設備含む)に係る計画及び実施の総合整備に関する事		(8) 非常備消防予算に関する事		
		(9) 危機管理に関する事		(9) 災害・安全対策(消防水利含む)に係る計画及び整備に関する事		
	救急救命係	(1) 救急・救助業務の計画及び調整に関する事				
		(2) 救急救命士に関する事				
		(3) 緊急消防援助隊に関する事				
		(4) 応急手当の普及及び啓発に関する事				⇒署・管理課
		(5) 防災計画に関する事				
		(6) 救急救助報告に関する事				
		(7) 医師会等救急関係機関との連絡調整に関する事				
		(8) 救急講習に関する事				
	指令第1・2係	(1) 消防用通信の企画及び運用に関する事			(1) 消防用通信の企画及び運用に関する事	
(2) 出動隊の統制運用に関する事				(2) 出動隊の統制運用に関する事		
(3) 通信施設及び機器の維持管理に関する事				(3) 通信施設及び機器の維持管理に関する事		
(4) 気象・災害情報に関する事				(4) 気象・災害情報に関する事		
(5) 救急医療情報システムに関する事				(5) 救急医療情報システムに関する事		
(6) 火災警報発令に関する事				(6) 火災警報発令に関する事		
(7) 緊急告知システムに関する事				(7) 緊急告知システムに関する事		

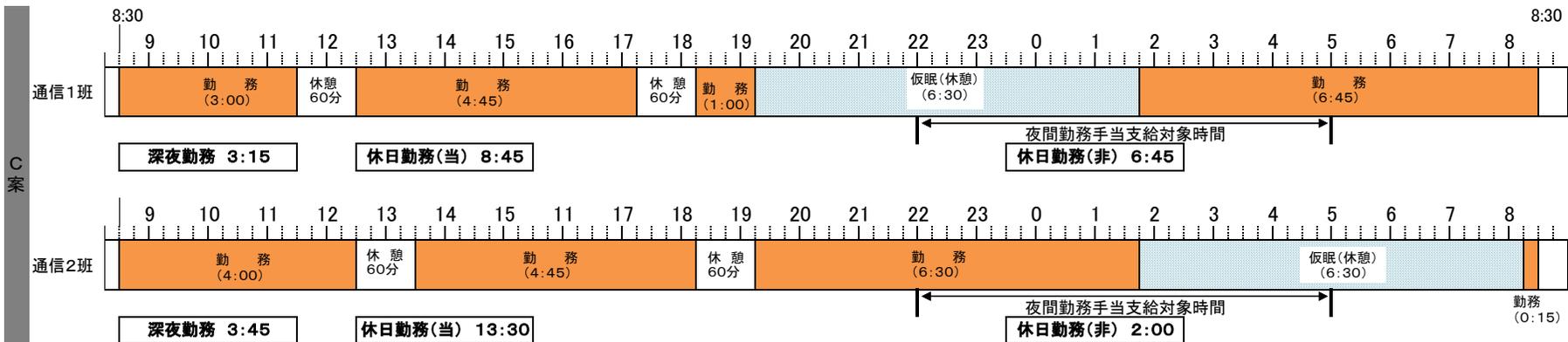
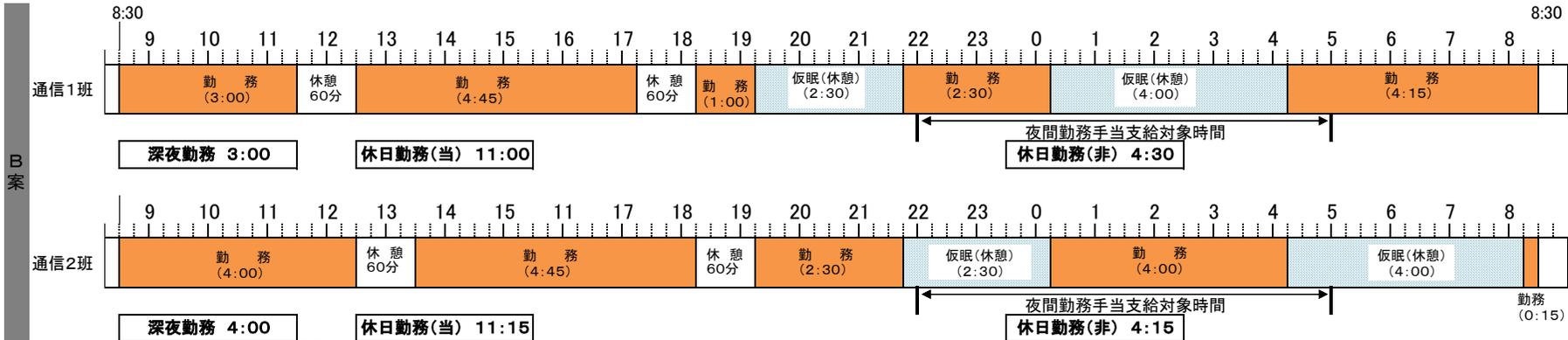
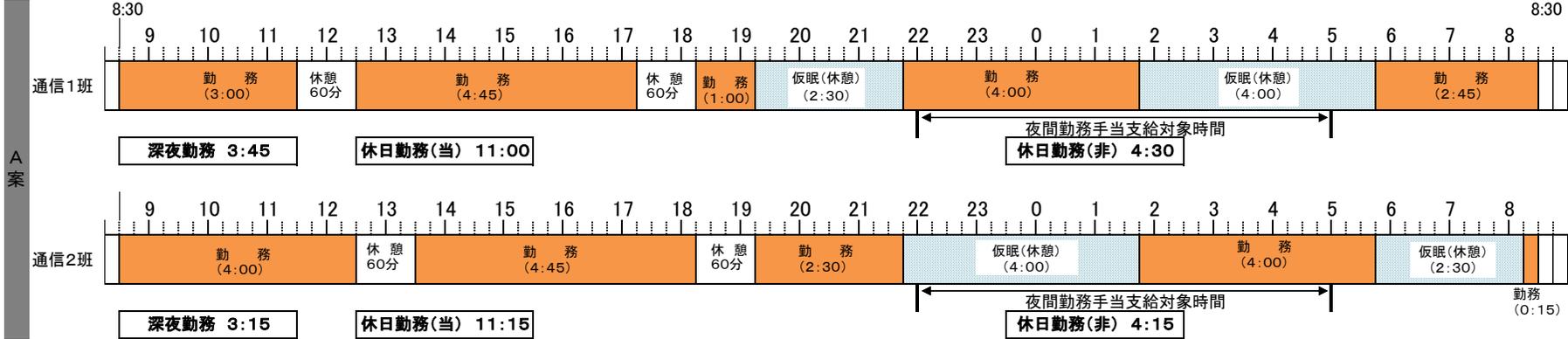
		現行		見直し後				
課	係	事務分掌		課	係			
消防署	中・東・南消防署	警防第1・2係	指導係	管理課	消防救助管理係	(1) 消防・救助業務の計画及び調整に関すること		
						(2) 消防・救助隊員の教養訓練に関すること		
						(3) 危機管理に関すること		
						(4) 緊急消防援助隊に関すること		
						(5) 応援協定に関すること		
						(6) 防災計画に関すること		
						(7) 救助報告及び統計に関すること		
						(8) 公印の管理に関すること		
						消防救急課・救急救助係⇒	救急管理係	(1) 救急業務の計画及び調整に関すること
								(2) 救急救命士に関すること
								(3) 救急隊員の教養訓練に関すること
								(4) 応急手当の普及及び啓発に関すること
								(5) 救急報告及び統計に関すること
								(6) 医師会等救急関係機関との連絡調整に関すること
								(7) 救急講習に関すること
						(1) 火災の原因及び損害の調査に関すること		
						(2) 防火対象物の予防査察及び指導に関すること		
(3) 火災予防条例に関すること								
(4) 公印に関すること								
(5) 防災教育に関すること								
(6) 災害・安全対策に係る計画及び整備に関すること								
(7) 救急救助報告及び統計に関すること								
(8) 署の庶務に関すること								
(9) 消防団の服制等に関すること								
(10) 消防団の各種訓練計画及び指導に関すること								
(11) 消防団の装備品の維持管理に関すること								
(12) 消防団の分団の連絡調整に関すること								
(13) 自主防災組織の育成及び指導に関すること								
警防第1・2係	警防第1・2係	指導調査係	警防第1・2係	消防救助係	救急係	(1) 災害現場の指揮、情報収集、連絡及び広報に関すること		
						(2) 職員の安全管理及び技能指導に関すること		
						(3) 災害情報の収集、管理に関すること		
						(4) 火災の原因及び損害の調査に関すること		
						(5) 火災予防条例に関すること		
						(6) 警防計画に関すること		
						(7) 防災教育に関すること		
						(8) 消防団との連携及び指導に関すること		
						(9) 消防団の分団との連絡調整に関すること		
						(10) 自主防災組織の指導に関すること		
						(1) 火災その他災害警戒及び防ぎよに関すること		
						(2) 救助業務に関すること		
						(3) 消防・救助用機械器具の取扱い及び整備保全に関すること		
						(4) 消防・救助用機械器具の研究及び改善に関すること		
						(5) 消防訓練に関すること		
						(6) 水利調査に関すること		
						(7) 警防査察及び防火指導に関すること		
(8) 道路障害に関すること								
(9) 災害防ぎよの特殊技術の研究及び訓練に関すること								
(10) 救助記録に関すること								
(11) 消防・救助隊員の教養訓練に関すること								
(12) 消防・救助業務の計画及び調整に関すること								
(13) その他特命に関すること								
(1) 救急業務に関すること								
(2) 火災その他災害警戒及び防ぎよに関すること								
(3) 救急用資器材の取扱い及び整備保全に関すること								
(4) 救急訓練に関すること								
(5) 道路障害に関すること								
(6) 救急講習に関すること								
(7) 救急記録に関すること								
(8) 救急隊員の教養訓練に関すること								
(9) 救急業務の計画及び調整に関すること								
(10) その他特命に関すること								
分署	分署	第1・2係	分署	第1・2係	第1・2係	(1) 火災その他災害警戒及び防ぎよに関すること		
						(2) 消防用機械器具の維持管理に関すること		
						(3) 消防計画に関すること		
						(4) 消防訓練に関すること		
						(5) 水利調査に関すること		
						(6) 警防査察及び防火指導に関すること		
						(7) 道路障害に関すること		
						(8) 災害防ぎよの特殊技術の研究及び訓練に関すること		
						(9) 救急業務に関すること		
						(10) 救急講習に関すること		
						(11) 救急及び救助記録並びに統計に関すること		
						(12) 救急及び救助機械器具の取扱い並びに整備保全に関すること		
						(13) 火災予防条例に関すること		
						(14) 自主防災組織の指導に関すること		
						(15) 防災教育に関すること		
						(1) 火災その他災害警戒及び防ぎよに関すること		
						(2) 消防用機械器具の維持管理に関すること		
(3) 警防計画に関すること								
(4) 消防訓練に関すること								
(5) 水利調査に関すること								
(6) 警防査察及び防火指導に関すること								
(7) 道路障害に関すること								
(8) 災害防ぎよの特殊技術の研究及び訓練に関すること								
(9) 救急業務に関すること								
(10) 救急講習に関すること								
(11) 救急記録に関すること								
(12) 救急用資器材の取扱い及び整備保全に関すること								
(13) 火災予防条例に関すること								
(14) 消防団との連携及び指導に関すること								
(15) 消防団の分団との連絡調整に関すること								
(16) 自主防災組織の指導に関すること								
(17) 防災教育に関すること								

区分	名称	番号	所管部署
条例	伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例	平成16年条例第62号	人事課
条例	伊賀市消防本部及び消防署の設置等に関する条例	平成16年条例第233号	消防総務課
条例	伊賀市火災予防条例	平成16年条例第234号	予防課
規則	伊賀市公印規則	平成16年規則第13号	総務課
規則	伊賀市管理職員等の範囲を定める規則	平成19年公平委員会規則第1号	公平委員会事務局
規則	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則	平成28年規則第28号	人事課
規則	伊賀市管理職員手当の支給に関する規則	平成16年規則第65号	人事課
規則	伊賀市管理職員の特別勤務手当に関する規則	平成16年規則第66号	人事課
規則	伊賀市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則	平成25年規則第41号	総合危機管理課
規則	伊賀市消防本部の組織等に関する規則	平成16年規則第205号	消防総務課
規則	伊賀市消防職員委員会に関する規則	平成16年規則第206号	消防総務課
規則	伊賀市火災予防条例施行規則	平成16年規則第211号	予防課
告示	伊賀市災害時要援護者支援活動実施要綱	平成23年告示第4号	総合危機管理課
告示	伊賀市災害時要援護者避難支援等推進委員会設置要綱	平成23年告示第5号	総合危機管理課
告示	伊賀市消防本部行政無線局管理運用規程	平成16年消防本部告示第14号	消防救急課
告示	伊賀市消防本部消防通信規程	平成28年消防本部告示第1号	消防救急課
告示	火災予防査察規程	平成16年消防本部告示第10号	予防課
告示	火災予防査察規程事務処理要綱	平成16年消防本部告示第12号	予防課
告示	防災管理定期点検報告等に関する事務処理要綱	平成29年消防本部告示第8号	予防課
告示	伊賀市防火対象物に係る表示制度に関する要綱	平成26年消防本部告示第1号	予防課
告示	伊賀市火災調査規程	平成16年消防本部告示第11号	予防課
告示	消防警戒区域設定基準	平成16年消防本部告示第3号	消防救急課
告示	伊賀市消防本部救急業務要綱運用基準	平成16年消防本部告示第6号	消防救急課
告示	伊賀市消防本部警防活動要綱	平成16年消防本部告示第4号	消防救急課

区分	名称	番号	所管部署
告示	伊賀市応急手当口頭指導に関する実施要綱	平成29年消防本部告示第2号	消防救急課
告示	市民救命の駅設置要綱	平成19年消防本部告示第2号	消防救急課
告示	伊賀市消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	平成22年消防本部告示第3号	消防救急課
訓令	伊賀市あき地の雑草等の除去に関する検討委員会設置要綱	平成23年訓令第21号	環境政策課
訓令	伊賀市生涯学習推進庁内連絡会議設置要綱	平成17年訓令第36号	生涯学習課
訓令	伊賀市ケーブルテレビ行政サービスによる緊急情報の告知事務に関する取扱要綱	平成20年訓令第7号	総合危機管理課
訓令	伊賀市あんしん・防災ネットによる緊急情報の周知及び告知事務に関する取扱要綱	平成21年訓令第53号	総合危機管理課
訓令	伊賀市消防本部組織検討委員会設置要綱	平成29年訓令第52号	消防総務課
訓令	伊賀市消防署の組織等に関する規程	平成16年消防本部訓令第1号	消防総務課
訓令	伊賀市消防本部及び消防署専決規程	平成16年消防本部訓令第3号	消防総務課
訓令	特殊車両運用基準	平成23年消防本部訓令第6号	中消防署
訓令	隔日勤務に服する消防職員の勤務時間等に関する規程	平成16年消防本部訓令第6号	消防総務課
訓令	伊賀市消防職員貸与品等検討委員会設置要綱	平成23年消防本部訓令第1号	消防総務課
訓令	伊賀市消防本部安全管理規程	平成16年消防本部訓令第9号	消防総務課
訓令	警防訓練等安全管理基準	平成16年消防本部訓令第10号	消防救急課
訓令	空地及び空家の管理に関する運用基準	平成16年消防本部訓令第20号	予防課
訓令	伊賀市消防本部消防法等違反処理規程	平成16年消防本部訓令第15号	予防課
訓令	消防法令に基づく申請書等の事務処理等に関する規程	平成16年消防本部訓令第24号	予防課
訓令	伊賀市消防本部警防規程	平成16年消防本部訓令第17号	消防救急課
訓令	伊賀市消防本部警防検討委員会設置に関する要綱	平成26年消防本部訓令第1号	中消防署
訓令	伊賀市消防本部救急業務要綱	平成16年消防本部訓令第13号	消防救急課
訓令	伊賀市消防本部災害出動要綱	平成29年消防本部訓令第6号	中消防署
訓令	伊賀市消防本部警防隊運用要綱	平成29年消防本部訓令第7号	中消防署
訓令	伊賀市消防水利規程	平成27年消防本部訓令第2号	消防救急課
訓令	伊賀市消防本部消防水利に関する要綱	平成27年消防本部訓令第3号	消防救急課

通信指令課勤務時間割振表(案)

(資料4)



消防車両更新計画

2019/4/1 現在

(資料5)

種別	購入年月日 (登録)	経過 年数	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	
本部	本部乗用車	H10.3.17	21			
	消防総務課軽連絡車	H25.6.28	5			
	予防課連絡車	寄贈 H25.3.29	6			
	// 広報車	H21.8.6	9			
	消防救急課広報車	H18.3.8	13			
中署	梯子車	H22.3.8	9		市単(点検)	市単(点検)
	水槽車	H10.3.4	21			可能な限り使用後、廃車(ST化完了後)
	タンク車	H21.12.8	9			
	化学車	H14.2.18	17			廃車
	親子車	H13.2.7	18			⇒廃車
	救助工作車	H27.3.31	4			
	救急車	緊急援助隊登録 H30.2.9	1			
	広報車	H14.7.10	16			
	指揮車	H10.2.27	21			市単
	材料車	(緊急援助隊登録) H24.11.15	6			
軽材料車	H24.2.28	7				
人員輸送車	(緊急援助隊登録) H26.2.21	5				
島ヶ原	小型車	H15.10.20	15			⇒本署へ
	救急車	(緊急援助隊登録) H16.2.17	15		緊援補助	
	広報車	H11.7.30	19		市単	
西	小型車	H18.3.8	13			
	救急車	H22.6.16	8			
	軽材料車	H18.3.10	13			
	救急予備車	H21.2.19	10			
東署	タンク車	緊急援助隊登録 H17.3.16	14			緊援補助ST
	小型車	H22.7.27	8			
	救急車	緊急援助隊登録 H31.2.13	0			
	広報車	H27.3.27	4			⇒予防査察車へ
	軽材料車	H15.11.27	15			
阿山	小型車	H25.2.13	6			
	救急車	H15.11.19	15	特例債		
	軽材料車	H15.9.12	15			
大山田	小型車	緊急援助隊登録 H28.2.16	3			
	救急車	H21.12.7	9			防災基盤
	軽材料車	H14.12.18	16			
南署	タンク車	緊急援助隊登録 H26.3.18	5			⇒中署へ
	小型車	H17.2.24	14		市単 ST	
	救急車	緊急援助隊登録 H27.1.15	4			
	広報車	H17.2.22	14			⇒丸山へ
	軽材料車	H13.12.19	17			
丸山	小型車	H26.3.12	5			
	救急車	(緊急援助隊登録) H24.12.18	6			
	広報車	H10.7.17	20		廃車	
	小型予備車	H8.2.9	23			

合計

見直し後 更新費用	事業費	(千円)	60,800	68,900	129,700
	特財	(千円)	55,500	58,300	113,800
	一財	(千円)	5,300	10,600	15,900
	実負担額	(千円)	46,300	47,390	93,690
※一財+起債償還額(交付税措置分除く、利子含まず)					
見直し前 更新費用	事業費	(千円)	110,300	98,900	209,200
	特財	(千円)	100,000	85,300	185,300
	一財	(千円)	10,300	13,600	23,900
	実負担額	(千円)	95,800	77,390	173,190

削減効果
(第1期) { 79,500
71,500
8,000
79,500

- ・財源を記載してある箇所が更新年度を表します。
- ・救急車の更新を優先的に計画しました。(走行距離を勘案し、原則として本署は6年毎、他署は9~10年毎。)
- ・年度間の更新費用の平準化のため、毎年度原則として2~3台ずつの更新としました。
- ・市単については一般事業債(90%充当・交付税措置なし)を充当しますが、有利な補助金があれば活用します。
- ・車検整備料等は含んでいません。
- ・小型車にスモールタンクを積載することで、水槽車を更新しないこととします。(現行車両は使用限界までは使用)

空気呼吸器の現有数の推移

(資料6)

	中	西	島	東	大山田	阿山	南	丸
総数90	28	4	5	11	9	12	11	10
積載50	17	3	4	7	4	4	7	4
内訳	梯子車	2						
	救助工作車	4						
	化学車	4						
	タンク車	3			4		4	
	ポンプ車	4	3	4	3	4	3	4
	ST					4		
保管	11	1/1	1/1	4/2	5	8	4	6
修理不能37	7		3	5/1	5	8/5	4	5/3
その他						2		

※太字は使用不能器(修理可能期間内で未修理のもの含む)

年代別修理不能器

2019	4	49
2020	4	45
2021	4	41
2022	3	38
2023	3	35
2024	8	27
2025	1	26
2026	0	26
2027	4	22
2028	8	14
2029	0	14
2030	14	0

伊賀市消防本部には使用不能器13器存在する。15年以上経過した呼吸器は、付属品の絶版等により修理は不可能となる(メーカーより)。その為、故障があれば廃棄としている。総数90器から修理不能器37器を差し引いた53器(使用不能器含む)を実働器としているが、左表より呼吸器を購入しなかった場合、2030年以降すべての呼吸器は故障後修理は不能となる。

伊賀市消防本部組織再編計画

【実行計画】

発行年月 2019（令和元）年 11 月
発 行 伊賀市消防本部
編 集 伊賀市消防本部 消防総務課
〒518-0833 三重県伊賀市緑ヶ丘東町 920 番地
TEL 0595-24-9100 FAX 0595-24-9111
E-mail shoubou-soumu@city.iga.lg.jp
市ホームページ <https://www.city.iga.lg.jp/>
